

Member Circular 8/2016

シリア制裁

こちらは、英文記事「[Member Circular 8/2016: Syria sanctions](#)」(2016年5月)の和訳です。

メンバー各位

背景

欧州連合(EU)と米国は、シリア政府と制裁対象として指定された個人・企業・団体に対し、引き続き貿易制裁を適用しています。本サーキュラーは、シリア輸送とそれにかかわる保険に適用される制裁の概略について述べるとともに、海運業への影響についてご紹介します。

EUの制裁

シリア政府に対するEUの制裁は、2011年5月から施行されています。現在施行中のEUの貿易制裁措置は、EU理事会規則 No 36/2012(その後の改正を含む)とEU理事会規則 No 168/2012(EU理事会規則 No 509/2012により改正)に明記されています。その中で、海運と海上保険にとって最も重要な規定を以下に列挙します。

- 規制対象の奢侈品と二重用途品、化学製品、原油と原油製品の販売、供給、移転、輸出の禁止。直接、間接を問わず、これらの商業活動に伴う資金援助、保険または再保険の提供禁止。
- シリアで生産された原油と石油製品の輸送禁止。
- シリアの石油・天然ガス産業、新しい発電所の建設・設置に使用される重要な装置と技術の提供禁止。
- シリア政府またはその代理人に対する保険、再保険の提供禁止。
- あらゆる種類の武器と関連物資並びに国内の弾圧に使用されるおそれのある装置の販売、供給、移転、輸出の禁止。
- 複数の個人および企業・団体の資産凍結、並びに、市民に対する暴力的抑圧の責任を問われている指定人物への資金や経済的資源の提供禁止。

上記に加えて、EUは、2014年12月12日に、ジェット燃料とジェット燃料添加物をシリアの企業・団体に対して(またはシリアでの使用を目的として)販売、供給、移転、輸出することと、これらの商業活動に伴う保険、再保険の提供を禁止するEU理事会規則 1323/2014を公布しました。極めて限定的な例外しか認められていません。

米国の制裁

米国も同様に、大統領令第 13582 号などに基づき、引き続きシリア政府、個人と団体・企業に貿易制裁と関連制裁を適用しています。禁止されている活動には次のようなものがあります。

- シリアへの新規投資
- シリアへのサービスの(直接または間接的な)輸出、再輸出、販売、供給
- シリア産原油や石油製品の輸入・取扱い

米国の制裁は、非米国人に対し国外で影響を与えることを目的としていませんが、大統領令第 13582 号は、以下のとおり規定しています。

「～は、この命令により封鎖された資産またはそれに係る権利を所有する者を実質的に援助し、後援したか、財政的、物質的または技術的支援を提供した、あるいは、当該者を支援して物品とサービスを提供した。『*実地的に(materially)*』という語の意味は定義せず、事例ごとに決定する」

これにより、それらの行為を行ったと判断された個人(非米国人を含む)が米国内に保有する資産も、封鎖できるようになります。

最近の動き

2015 年に、米国財務省外国資産管理局(OFAC)は、海上貿易に関連したシリアの企業・団体を指定し、その結果、米国人は以下の企業・団体と取引を行うことを禁じられました。指定された団体・企業は以下のとおりです。

- General Directorate of Syrian Ports
- Lattakia Port General Company
- Tartous Port General Company
- Syrian General Authority for Maritime Transport
- Syrian General Shipping Agencies Company (Shipco)
- Syrian Chamber of Commerce

OFAC はさらに、LPG やガスオイル貨物をシリア政府に引き渡すことを通じてシリア政府を実質的に援助したと判断されたことを理由に、上記のほかに 8 つの団体・企業と 7 隻の船舶を指定しました。上記の貨物は、OFAC が「政府支配下の港」であるとしている、バニヤース(Banias)港を経由して引き渡されました。

上記の指定を踏まえると、シリアに輸送する LPG とガスオイル貨物は、最終的にシリア政府の手に渡ることが懸念されることから、制裁履行状況の監視官による精査の対象となることは間違いありません。したがって、こうした貨物の輸送を依頼された場合、指図された荷受人やその貨物の最終使用者の正体について得心が行くように、適切なデューデリジェンスを実施することを強く推奨いたします。

また、バニヤース港で荷揚げする船舶に供給しているパイプラインネットワークの運営会社が Syrian Company for Oil Transport (SCOT)であることにも注意が必要です。SCOT 社は、EU と米国の制裁対象に指定された企業であり、SCOT 社への支払いが制裁違反になる可能性があります。メンバーの皆様がバニヤース港を使用する際には、特別費用の形や港税に含める形であっても、SCOT 社に支払いをしないようにしてください。

最後に、シリア関連の支払いの処理に米国の銀行と米ドルは使用できない点にご注意ください。

現行の貿易制裁とシリアの個人、企業・団体の指定が有効に継続している間は、シリアとの通商を検討するメンバーは、さらに具体的な助言を得るようにしてください。いずれにせよ、シリアへの航海を予定している場合には、荷送人、荷受人、その代表者を含むすべての関係者に対して適正水準のデューデリジェンスを実施し、用船契約が制裁法に抵触する危険性を低減するための措置を講じるようにしてください。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Kjetil Eivindstad](#)、[Tore Svingøy](#) または [ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO(最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの 일환として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。